

中央会支援事業のご案内

本会では、組合並びに組合員の皆様が抱える様々な課題に対応するため、各種の支援事業を用意しています。本稿では、主な支援事業の概要についてご紹介いたします。是非、ご活用ください。

専門家による個別指導を受けたい

◆個別専門指導（補助率 2/3）

組合等が抱えている専門的で高度な問題（法律、税務、経営、労務問題等）を解決するため、弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を活用した個別指導を行い、組合運営の円滑化を図ります。

◆組合コンサルタント事業（補助率 2/3）

新規設立や事務局職員交代等の組合に対し、運営、管理、経理等について中央会指導員及び専門家が継続的に支援します。

◆組織振興支援事業（補助率 2/3）

①連携組織等活性化支援事業

環境変化に対応し、事業の再構築や活性化を図ろうとする組合等に対し、具体的な計画づくり等を支援します。

②経営革新等支援事業

技術力の強化、生産性向上、現場力向上等を図ろうとする組合等に対し、実践的な指導を実施。ISO認証取得、HACCP導入や経営革新計画、経営力向上計画等の策定についても支援を行います。

◆企業コンサルタント派遣事業【組合員企業向け】（補助率 2/3）

生産性向上、事業承継等の経営課題を抱える組合員企業に対し、専門家等を派遣し、課題解決のための経営支援を行います。

研修会を開催したい

◆人材育成事業（補助率 2/3）

①後継者育成支援事業

次代を担う若手経営者・後継者を対象に、経営者としての資質向上・能力開発並びに第二創業の実践的な知識等を習得するための研修会を開催します。

②技術・サービス技能向上支援事業

若手社員等の技能・サービス向上を目指し、専門技術・技能習得のために継続的な研修会を開催します。

◆講習会・研修会の開催事業（補助率 2/3）

組合等の組織、運営、中小企業が直面する「生産性の向上」「人手不足対策」「働き方改革への対応」「円滑な事業承継」「消費税増税・複数税率対策」等の諸問題に関して、業種別、地域別、テーマ別等、様々な角度から講習会を開催し、組合役職員及び組合員（中小企業経営者）等への啓蒙を図ります。

組合として商品開発・販路開拓に取り組みたい

◆中小企業組合等課題対応支援事業

①小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業（補助率 6/10）

小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施する、ITを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、他分野との連携による技術開発等に関する調査研究等に対して助成します。

②中小企業組合等活路開拓事業（補助率 6/10）【公募】

生産性の向上、取引力の強化、海外展開、既存事業分野の活力向上、情報化の促進、技術・技能の承継等について、中小企業連携グループが改善・解決を図り、新たな活路開拓を目指すプロジェクトを支援します。

③取引力強化推進事業（補助率 2/3）【公募】

中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るために実施する共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取組みに対して助成します。

※小企業者組合とは、組合員の従業員が5人以下（商業・サービス業は2人以下）の企業を小企業者といい、小企業者が構成員の3/4以上を占める組合をいいます。

消費税率の引上げへの対応を行いたい

◆消費税軽減税率対策窓口相談等事業（補助率 10/10）

本年10月に予定されている消費税率の引上げと複数税率の導入に中小企業・小規模事業者が適正かつ円滑に対応できるよう、講習会の開催、専門家派遣や相談窓口の設置、情報提供等を実施しています。

設備投資を通じて生産性の向上を図りたい

◆ものづくり・商業・サービス生産性向上補助金（補助率 1/2～2/3）【公募】

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。

詳細につきましては、本会指導員までお問い合わせください。